⑼　手続における交渉の有無　無
⑽　契約書作成の要否　要
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑿　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。
⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒁　紙入札方式による参加を希望する場合の手続　紙入札方式による参加を希望する者は、上記４⑶①の期限までに、申請書等とともに紙入札方式参加（変更）届出書（電子入札留意事項様式１）を、上記４⑴に示す場所に持参、郵便（書留郵便に限る。）又は託送により提出しなければならない。
⒂　本件は、電子契約の対象とする。（詳細は入札説明書を参照。）
⒃　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Masaharu Nakane Director General of Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shikokuoudan Expressway Tokushima junction Construction
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 9 February 2016 (If brought with you, 4 : 00 P.M. 9 February 2016. If by mail, 4 : 00 P.M. 9 February 2016)
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 28 March 2016 (If brought with you, 11 : 00 A.M. 28 March 2016. If by mail, 11 : 00 A.M. 28 March 2016)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation : Koji Seo, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited 4―1―3, Asahi-machi, Takamatsu City, Kagawa Prefecture, 760―0065, Japan. TEL.087―825―1886

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する道央用水（三期）地区千歳川第２揚水機場ポンプ製作据付工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 28 年 1 月 20 日

北海道開発局長　本田　幸一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名　道央用水（三期）地区　千歳川第２揚水機場ポンプ製作据付工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　北海道恵庭市
3　工事内容　主ポンプ設備（φ800㎜（横軸両吸込渦巻　1.443㎥／ｓ））製作・据付：Ｎ＝２台、（φ700㎜（横軸両吸込渦巻　0.95㎥／ｓ））撤去・据付：Ｎ＝１台、（吐出弁、逆止弁、主配管、可撓管）製作・据付：Ｎ＝３台分、主原動機設備（電動機　340kW）製作・据付：Ｎ＝２台、（電動機　230kW）製作・据付：Ｎ＝１台、系統機器設備（満水系統）製作・据付：一式、電源設備（高圧受電盤）製作・据付：Ｎ＝１面、（補機変圧器盤）製作・据付：Ｎ＝１面、（高圧インバータ盤）製作・据付：Ｎ＝３面、操作制御設備（各操作盤）製作・据付：一式、計装設備（水位計（吸水槽、所内排水槽、サージタンク槽））製作・据付：一式、（流量計）製作・据付：一式、電気工事（配管・配線）：一式
4　工事区分　機械装置
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成28年１月20日から平成28年２月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成28年２月20日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成12年度以降に、次の要件を満たす揚水機場（揚排水機場又は排水機場を含み、救急排水場を除く。）主ポンプ（渦巻）の製作及び据付を元請として施工した実績を有すること。ただし、製作と据付は同一工事でなくてもよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
・１台当りポンプ口径が400㎜以上であること。
特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成12年度以降に揚水機場（揚排水機場又は排水機場を含み、救急排水場を除く。）機械設備の据付を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　次の㋐から㋒に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。現地での据付期間は平成28年８月20日から平成29年３月22日までを予定する。資料に記載する配置予定技術者は、当該専任配置予定技術者とする。工場製作において配置する主任技術者については、以下の㋐の基準を満たすこととし、当該専任配置予定技術者（据付）と同一でなくてもよい。同一工場内での製作については他の工事との兼任を認める。
なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
㋐　技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とする者に限る。））の資格を有する者又は建設業法第７条第２号イ又はロのいずれかに該当